

令和 2 年

第 2 回大洗町農業委員会総会議事録

大 洗 町 農 業 委 員 会

第2回 大洗町農業委員会総会議事録

令和2年2月25日（火） 午後5時00分

令和2年2月25日大洗町農業委員会が大洗町役場3階会議室に招集されたので、会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地法第3条の規定による権利の設定移転の許可について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する決定について

その他

出席委員 1 番 関 甚 2 番 佐 久 間 亨
3 番 佐間田 勝 子 4 番 藤 沼 洋 一
5 番 勝 村 勝 一 6 番 大 貫 静
7 番 大 貫 善 之 8 番 小 沼 正 男

欠席委員

本日の会議の書記は次のとおりである。

有田和義、土田秀樹、田山敏広、石井康之

会長は午後5時00分に議長席につき、定数に達したので会議を開く旨を述べ、会議規則第13条の2項により議事録署名人 4番藤沼委員、5番勝村委員、6番大貫静委員の各委員を指名する。

議 長 議事に入ります。議案第3号を上程いたします。事務局より説明を願います。
事 務 局 〔議案第3号を議案書をもとに説明〕
議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
5 番 一部の地目が畑だが、現況も畑か。
事 務 局 基盤整備前の地目は畑でしたが、整備に伴い、田として整理されました。
議 長 その他に何かご意見はございますか。
委 員 〔異議なしの声あり〕
議 長 本案については、議案のとおり許可することといたします。

議 長 続いて議案第4号を上程いたします。項1に関しては、4番委員が議事
事務局 に関与しているため、大洗町農業委員会会議規則第10条の議事参与の
議 長 制限により、退席願います。

(4番委員退室)

議 長 事務局説明をお願いします。
事務局 〔議案第4号項1を議案書をもとに説明〕
議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
2番 売買価格はいくらか。
事務局 2筆で約70万円です。
議 長 その他に何かご意見はございますか。
委員 〔異議なしの声あり〕
議 長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

(4番委員入室)

議 長 続いて議案第4号項2を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局 〔議案第4号項2を議案書をもとに説明〕
議 長 こちらの議案につきましては、現地調査を行っておりますので、6番委員
6番 より報告をお願いします。
議案第4号項2について報告します。去る2月20日に農業委員2名、
事務局2名で申請人代理人の行政書士が立会いのもと、現地調査を実施
しました。申請地は株式会社日揮付近にあります杉林の手前にある畑に
なります。申請地は整地されており、許可相当であると考えられます。
皆様のご審議をお願いします。
議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
委員 〔異議なしの声あり〕
議 長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。
議 長 続いて議案第5号を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局 〔議案第5号を議案書をもとに説明〕
議 長 こちらの議案につきましても、現地調査を行っておりますので、6番
委員より報告をお願いします。

6 番 議案第5号について報告します。項1についてですが、農業委員2名、事務局2名で、申請人代理人の行政書士が立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は町営墓地付近の畑になります。太陽光パネル設置に関し、周辺地権者との調整を終えており、周辺には民家もないため太陽光パネルの反射に伴う被害等もないと見込まれます。

次に項2から項18についてですが、申請地は夕日の郷松川の南側の約3.5haの水田です。皆様のご審議をお願いします。

事務局 補足説明としまして、当事業は夕日の郷松川から南側にある船溜まり付近までの約3.5haのエリアで、昨年12月の農業委員会総会にてご審議をいただいた農地以外となります。搬入土の手筈がおおよそつきましたので、夕日の郷松川の入口側から土を入れていく予定です。水路や用水路が埋設されていますので、随所で工事業者と協議して対応していきます。

議長 項1につきまして、何かご意見はございますか。

4番事務局 (現地写真より) 赤色の杭があるようだが、これは地籍調査の杭か。そうです。

4番事務局 周辺地に影響が出ないよう、条件付きで許可としてはどうか。了解しました。

2番事務局 太陽光パネル設置後の地目はどうなるのか。

事務局 雑種地になります。

議長 次に、項2から項18について、何かご意見はございますか。

1番事務局 船溜まりがあるようだが、これは私有地か。

事務局 町有地です。

2番事務局 使用貸借の期間を確認したい。

事務局 契約期間は3年としていますが、相互同意があれば期間の延長、解除は可能です。

議長 その他に何かご意見はございますか。

委員 [異議なしの声あり]

議長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

議長 その他の案件として、何か事務局からございますか。

事務局 特にありません。

議長 本日の会議はこれもちまして終了いたします。

その他

- ・令和元年度農業委員会新年会会計報告について

本日の会議は以上をもって閉会を宣す。

議長は、午後5時50分議案を全て終了したので閉会を宣す。

上記会議の次第を記載し、その相違なきを証するため署名捺印する。

令和2年2月25日

議 長

委 員

委 員

委 員